

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年2月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成31年3月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 神谷地区	坂出市建設経済部産業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 畑灌地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 大番地区	〃
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 打越地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 額西地区	〃
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 氏部畑部地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 氏部松縁地区	〃